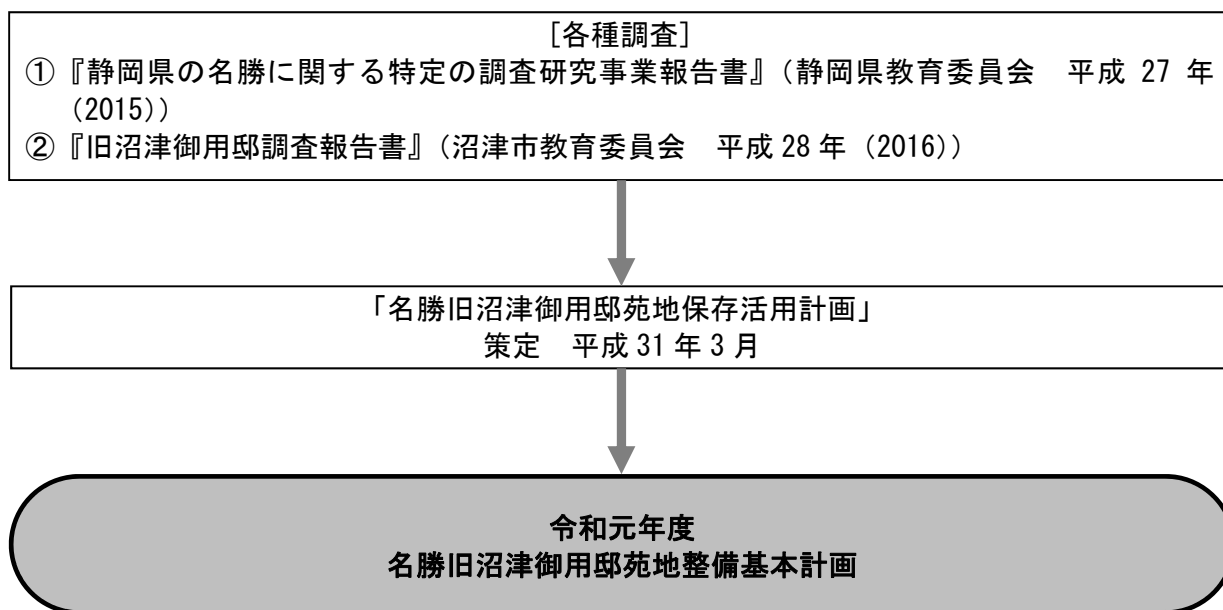


第 1 編 整備基本計画

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の経緯と目的

平成31年3月に策定された「名勝旧沼津御用邸苑地保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という）第9章に示される事項を具体化するためのアクションプランとして「名勝旧沼津御用邸苑地整備基本計画策定委員会」を設置し、名勝旧沼津御用邸苑地整備基本計画を策定することを目的とする。

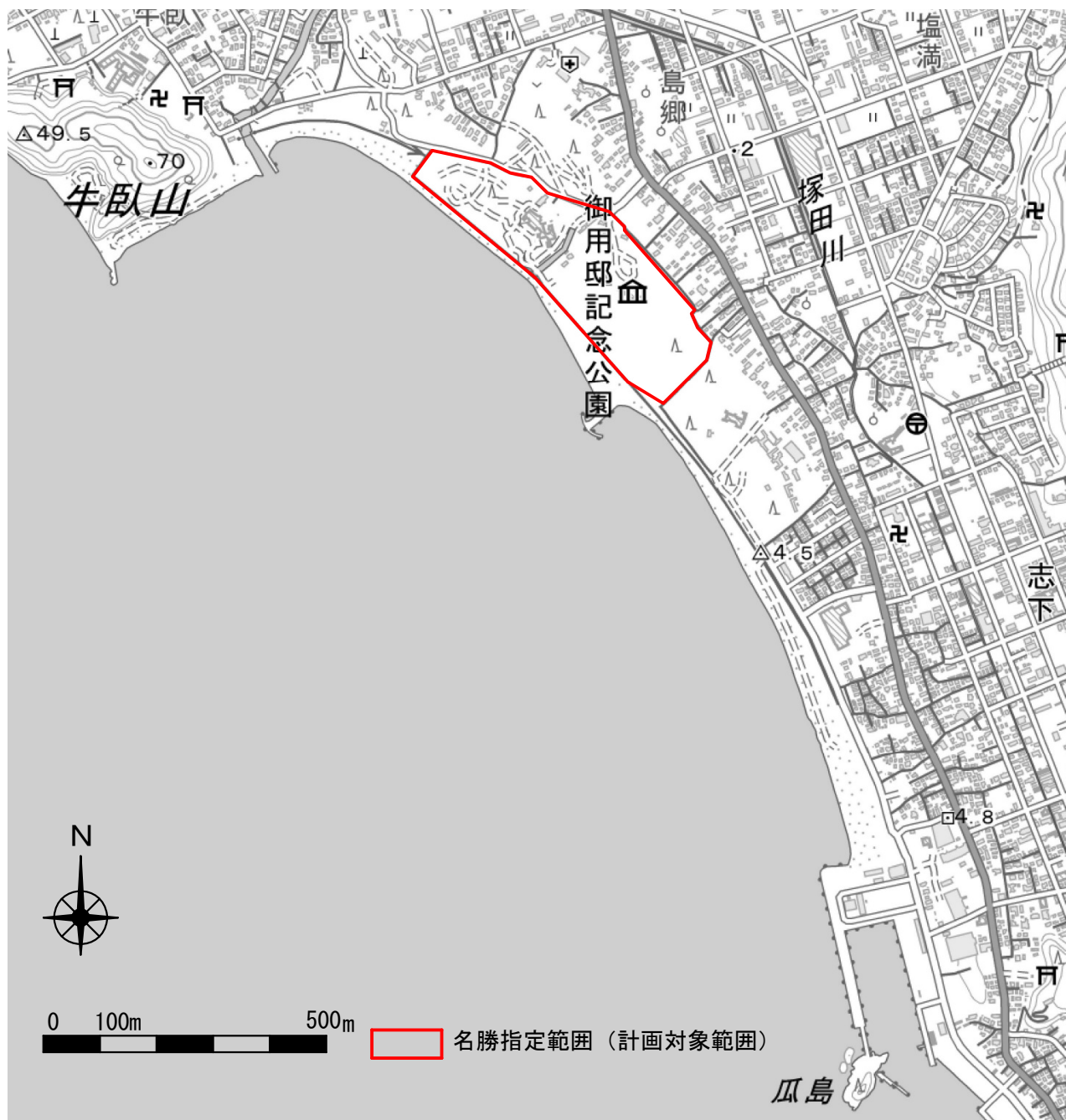


[指定範囲・所有区分図]

第2節 計画の対象地

本計画の対象範囲は、名勝指定範囲とする。なお、本計画の推進にあたっては、指定地に隣接する都市公園区域（沼津御用邸記念公園）も旧沼津御用邸苑地と一体的に保存と活用を図っていくものとする。

計画対象範囲：沼津市下香貫島郷、善太夫桃郷林地内



[計画対象地位置図]

第3節 計画検討体制

名勝旧沼津御用邸苑地整備基本計画の策定にあたっては、「名勝旧沼津御用邸苑地整備基本計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という）を設置し、委員の助言を基に計画編集や調査等を実施する。

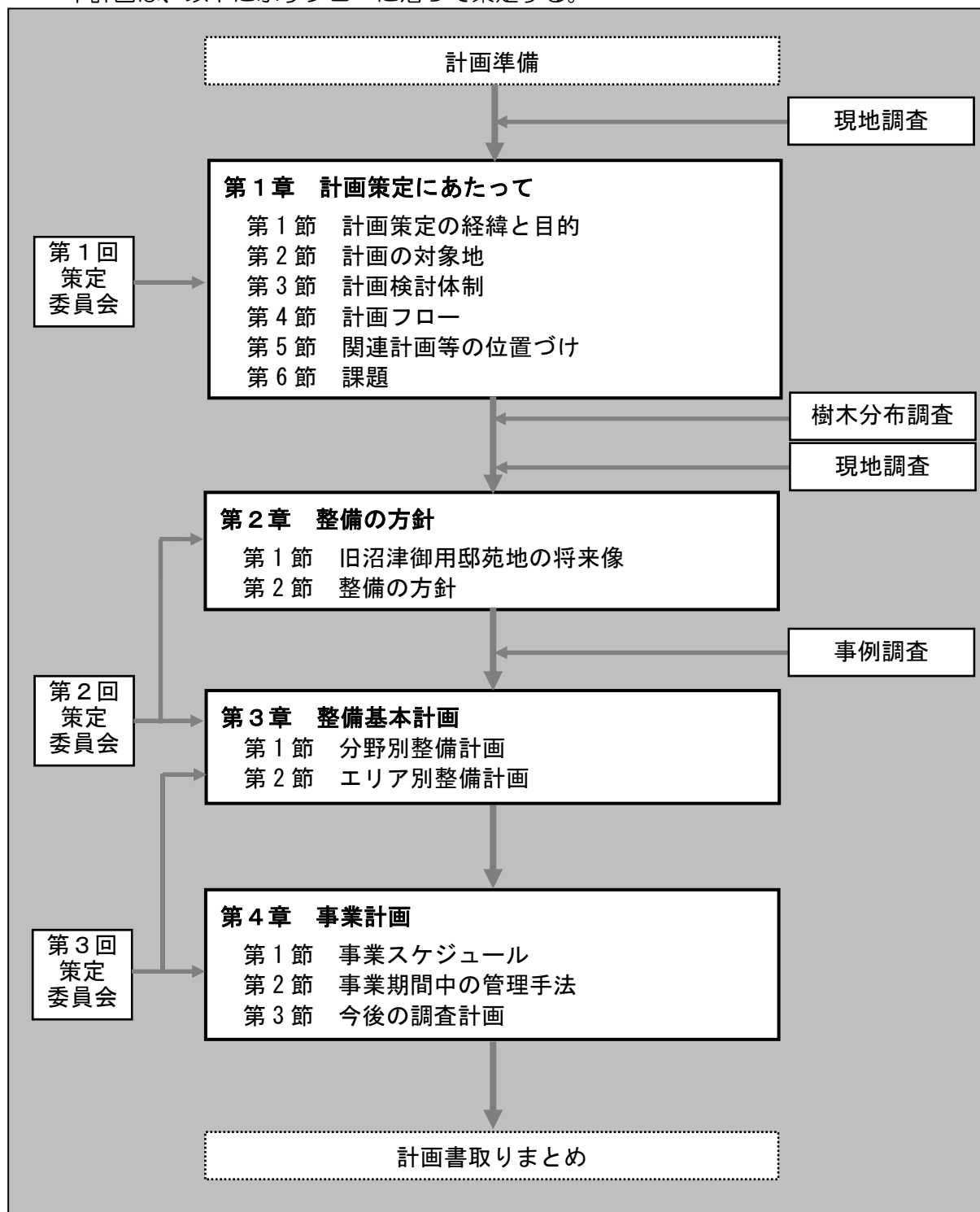
[策定委員会 委員・オブザーバー]

	氏 名	所 属	専門分野
委員	丸山 宏	名城大学 農学部 教授	庭園
	浅羽 英男	元宮内庁 管理部 総括補佐	宮廷建築
	堀 大才	特定非営利活動法人 樹木生態研究会 最高顧問	樹木医学
	小田部 雄次	静岡福祉大学 名誉教授	日本皇室史
	岡田 智秀	日本大学 理工学部 教授	景観まちづくり
オブザーバー	平澤 毅	文化庁 文化財第二課 主任文化財調査官	—
	菊池 吉修	静岡県 文化・観光部 文化局 文化財課 文化資源活用班 班長	—
	鈴木 裕篤	沼津市歴史民俗資料館職員	—
	木所 克之	沼津御用邸記念公園 所長（指定管理者）	—

※氏名は順不同

第4節 計画フロー

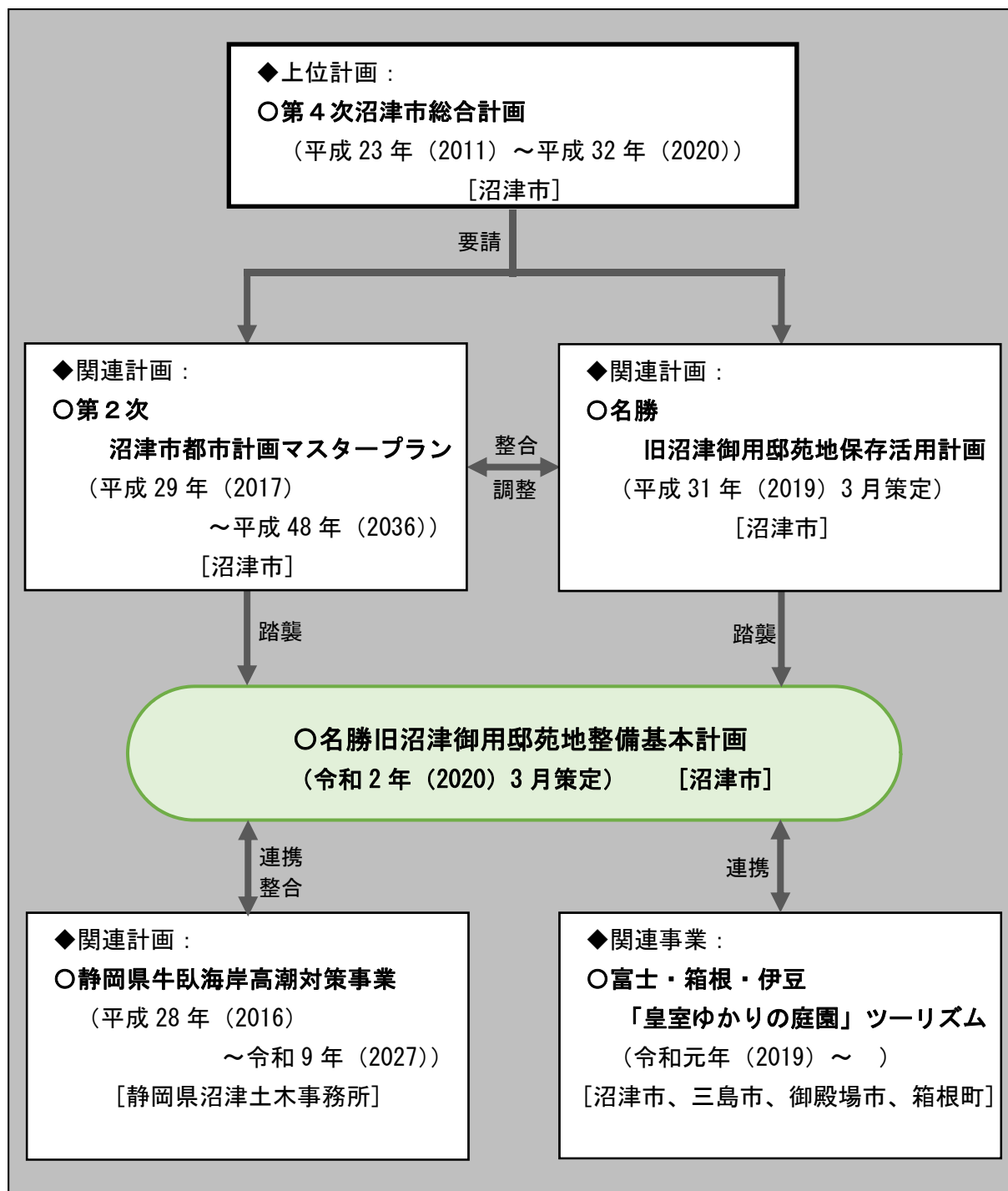
本計画は、以下に示すフローに沿って策定する。



[計画フロー図]

第5節 関連計画等の位置づけ

本計画の上位計画である「第4次沼津市総合計画」及び「名勝旧沼津御用邸苑地保存活用計画」をはじめとした「第2次沼津市都市計画マスタープラン」等の関連計画について、その位置づけを以下に概念図として整理する。

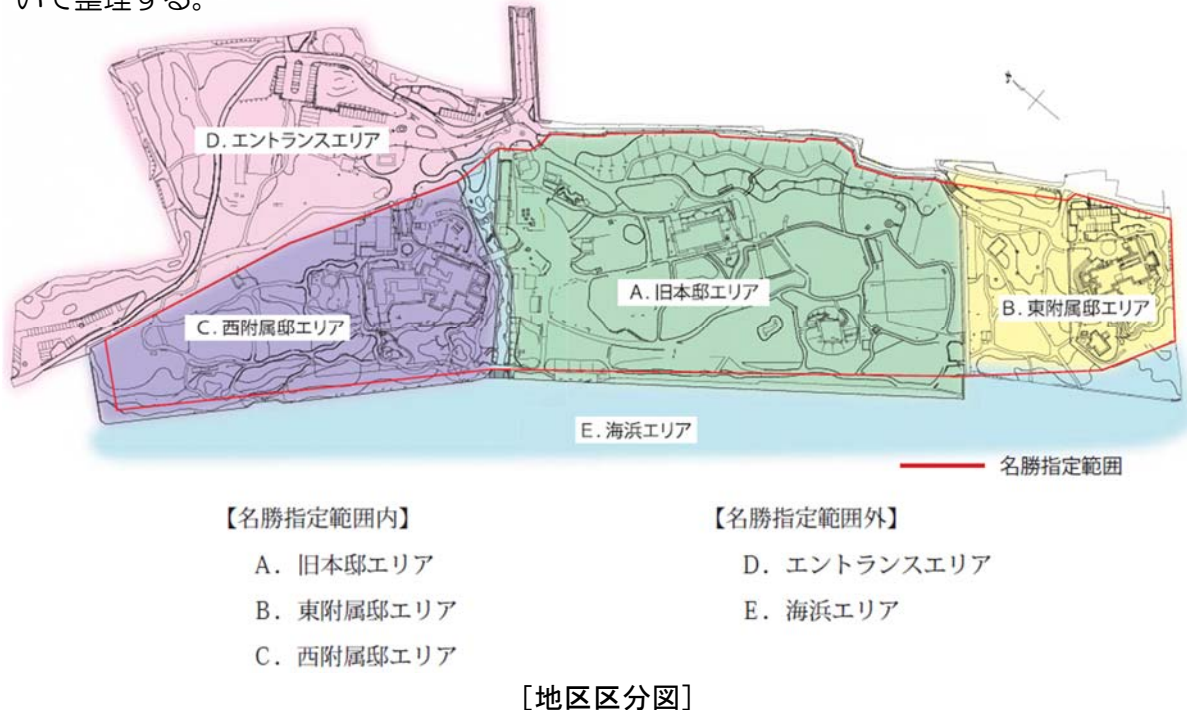


[関連計画等概念図]

第6節 課題

保存活用計画では、課題に関して「松林」「眺望景観」「御用邸時代の建造物・構造物等」の「保存に関する課題」と「活用に関する課題」について、示されている。

以下に、「保存活用計画」にて示される課題に対して、本計画にて検討を行う事項について整理する。



[保存に関する課題]
【松林】 地区によって、クロマツの林床や樹冠の状態、密度など生育状況が異なっている。多様な状況を呈している松林に応じた適切な維持管理が求められる。 ① 松林の現況調査 旧沼津御用邸苑地における毎木調査を実施し、現況のクロマツの位置、本数、樹高、胸高直径等を把握し、適正な維持管理を行っていくための基礎的なデータを収集・整理する。 ② クロマツ林管理計画の策定と実施 現状の維持管理状況を再整理し、安全対策、病虫害対策等、維持管理のあり方について検討を行い、クロマツ林管理計画を策定するとともに、計画に基づいた維持管理を実施する。 クロマツ林管理計画策定にあたって実施する調査成果を踏まえて、相対幹距比の考え方等に基づいた適切な樹幹距離の検討を行い、必要に応じて除間伐、補植を実施する。 ③ 松以外の植物の取り扱い 旧沼津御用邸苑地内にはクロマツ以外の様々な樹種の樹木が育成している。こうした樹木の中には皇室ゆかりのものもあるため、今後、残すもの、排除すべきもの等を選別し適切な管理を行う。

【眺望景観】

苑路から望む多くの眺望景観は松林越しのものとなっているため、より良質な眺望景観を確保するためには松林の維持管理を行う必要がある。

① 展望地の確保

毎木調査により得られた情報を基に、適切な樹幹距離を確保することとし、防空壕上部や海岸部等の旧沼津御用邸苑地の各所における展望地を確保する。

② 計画に基づいた維持管理

クロマツの除間伐及び補植はクロマツ林管理計画に基づいて実施することとし、松林全体の保全を優先することから、眺望を確保するためだけの伐採等は避ける。

③ 旧沼津御用邸苑地内の良好な景観形成

旧沼津御用邸苑地内には、旧沼津御用邸苑地の景観に調和しないと考えられる施設等が散見されるため、これらの施設等については、更新等の際に景観との調和を図る。

【御用邸時代の建造物・構造物等】

御用邸時代の建造物・構造物等は、建築後かなりの時間が経過しているが、昭和45年以降に修復が行われているものとそうでないものがある。修復が行われていても、東西附属邸は貸会議室等に活用されているため、外観や内装の一部に劣化が確認できる。特に、修復が行われていないものは劣化が著しい。

① 耐震診断・耐震化工事の実施

各施設における経過年数や重要度等を考慮し、現行法に基づいた耐震基準への適合のための耐震診断・耐震化工事や劣化部に関しての修復を実施する。

② 安全性の確保

安全性の確保をめざして、バリアフリーのためのスロープの設置や防火施設としてのスプリンクラー等を設置する。

③ 建造物・構造物の更新

旧沼津御用邸苑地内外には御用邸に関連する以外の建造物や構造物（歴史民俗資料館、遊歩道、便所等）が立地しているが、これらについては、更新時期等に、旧沼津御用邸苑地の景観等に調和するとともに、連続した、一体的な松林が創出されるよう整備する。

【牛臥海岸高潮対策事業との調整】

旧沼津御用邸苑地が隣接する牛臥海岸約1.3km区間（牛臥山公園から学習院遊泳場まで）では、高潮対策事業が実施されている。旧沼津御用邸苑地に隣接する区間は、防潮堤が最大約1.9mの嵩上げされる計画であり、以下の影響が想定される。

① 松林への影響

防潮堤の高さが増すことにより設置幅が拡大することから、防潮堤法面が旧沼津御用邸苑地内に広がるため、海浜エリアの一部のクロマツが工事の計画範囲に含まれてしまう。

② 眺望景観への影響

主に西附属邸エリアと海浜エリアから海岸側を望む眺望景観は大きく変化する。また、旧沼津御用邸苑地と防潮堤遊歩道の境界には、上部に有刺鉄線が取り付けられた進入防止柵が設置されており、景観に支障をきたしている。

① 展望地の整備による眺望景観の確保 嵩上げ工事の影響に伴う眺望景観を確保するために、現在展望地として利用されている部分を中心に、盛土による展望地を整備する。 ② 海岸部工作物の更新 海岸部の工作物（既存進入防止柵、遊歩道等）については、嵩上げ工事等の整備とあわせ、更新を行い、クロマツ林との調和や眺望景観を害することのないような位置、デザイン、素材、色彩とする。
--

[活用に関する課題]
【文化財としての価値】 沼津御用邸記念公園が名勝「旧沼津御用邸苑地」として文化財に指定されていることへの認識を高める必要がある。 ① 情報発信の強化 市の広報紙やHPを活用し、御用邸の歴史・文化を紹介するとともに、講演会などを通じて、皇室の生活と密接な関係があった、御用邸の魅力を発信する。 ② 案内サインの整備 旧沼津御用邸苑地内の案内サインについては、老朽化したものや仮設的なもの、必要な箇所にないものを中心に更新・新設を図る。
【年間行事】 皇室写真展など旧沼津御用邸苑地と関係する展示を行っている一方で、関係のない行事も行われており、名勝としてふさわしい活用方法の検討が不十分である。 ① 地域住民と連携したイベント等の開催 クロマツ林管理計画により補植を実施する場合、地域の子どもたちや住民にボランティアとして参加してもらい、イベントとして補植作業等を実施する。 ② 新たな展示方法の活用 西附属邸を中心にこれまで通り、資料等の展示を行っていくが、VR等の先端技術の導入についても検討する。
【周辺施設】 文化財関連施設や共通入場券対象施設との連携が取れていない。 ① 既存観光施設等との連携 沼津港みなとまちづくり推進計画等を踏まえて、情報発信や物理的な観光ルートの設定により、沼津港と旧御用邸の連携を強化する。 ② 広域連携体制の構築 富士・箱根・伊豆「皇室ゆかりの庭園」ツーリズムへの登録を契機に、互いの情報の発信や共同イベントを開催する。

※なお、各種整備項目のうち文化財事業、公園事業の区分については、今後関係機関と協議の上決定する。